

津山市地域防災計画

(震災対策編)

新旧対照表

頁	行	現行	修正案	修正理由								
5	7	第1章 総則 (略) 第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 2 処理すべき事務又は業務の大綱 (略) (4) 指定地方行政機関 [近畿中国森林管理署 (岡山森林管理署)] (略) ③ 国有林内河川流域及び貯木場における林産物等の流出予防を実施するとともに、災害発生に当たっては、極力部外へ危害を及ぼさないよう処置する。 (略)	第1章 総則 (略) 第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 2 処理すべき事務又は業務の大綱 (略) (4) 指定地方行政機関 [近畿中国森林管理署 (岡山森林管理署)] (略) ③ 国有林内河川流域における林産物等の流出予防を実施するとともに、災害発生に当たっては、極力部外へ危害を及ぼさないよう処置する。 (略)	岡山県の国有林内に貯木場がないため								
8	27	(6) 指定公共機関 [中国電力株式会社 (津山営業所)] (略)	(6) 指定公共機関 [中国電力株式会社 (津山営業所)、 <u>中国電力ネットワーク株式会社</u>] (略)	送配電部門の分社化に伴う修正								
13	34	第4節 断層型地震の被害想定 (略) 2 想定した断層型地震 (略) <table border="1" data-bbox="302 1181 1104 1230"> <tr> <td>断層名</td> <td>地震の規模</td> <td>断層規模_(延長・深度)_</td> <td>断層の調査・推進機関</td> </tr> </table> (略)	断層名	地震の規模	断層規模_(延長・深度)_	断層の調査・推進機関	第4節 断層型地震の被害想定 (略) 2 想定した断層型地震 (略) <table border="1" data-bbox="1131 1181 1933 1230"> <tr> <td>断層名</td> <td>地震の規模</td> <td>断層規模_(長さ:L 幅:W)_</td> <td>断層の調査・推進機関</td> </tr> </table> (略)	断層名	地震の規模	断層規模_(長さ:L 幅:W)_	断層の調査・推進機関	表現の適正化
断層名	地震の規模	断層規模_(延長・深度)_	断層の調査・推進機関									
断層名	地震の規模	断層規模_(長さ:L 幅:W)_	断層の調査・推進機関									
		第5節 南海トラフの巨大地震の被害想定	第5節 南海トラフの巨大地震の被害想定									

16	12	1 岡山県が行った南海トラフの巨大地震の被害想定調査について（平成 24 年度） <u>岡山県においても、この南海トラフを震源とする地震は、約 100 年～150 年の間隔で大地震が発生しており、近年では、昭和南海地震(1946 年)がこれに当たる。すでに昭和南海地震が起きてから約 70 年が経過しており、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まってきている。国の研究機関の試算では、南海トラフ全域での地震発生確率を評価しており、今後 30 年以内にマグニチュード 8～9 クラスの規模の地震発生率は、70～80%程度とされており、その発生が危惧される場所である。</u>	1 岡山県が行った南海トラフの巨大地震の被害想定調査について（平成 24 年度） <u>南海トラフを震源とする大地震が約 100 年～150 年の間隔で発生しており、岡山県においても被害が発生している。近年では、昭和南海地震(1946 年)がこれに当たる。すでに昭和南海地震が起きてから約 70 年が経過しており、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まってきている。国の地震調査研究本部では、地震の規模や一定期間内に地震が発生する確率を予測した評価をおこなっており、南海トラフ全体で今後 30 年以内にマグニチュード 8～9 クラスの規模の地震が発生する確率は 70%～80 とされており、その発生が危惧される場所である。</u>	表現の適正化
16	14	(略)	(略)	表現の適正化
17	28	6 岡山県の液状化危険度 (略) ①液状化による被害 強い地震動が続くと水を含んだ地盤自体が液状化となり流動化する。 (略)	6 岡山県の液状化危険度 (略) ①液状化による被害 強い地震動が続くと水を含んだ地盤自体が液状化により流動化する。 (略)	表現の適正化
18	28	第 6 節 地震予防対策の実施に関する目標 1 南海トラフの巨大地震 南海トラフの巨大地震は、仮に発生した場合には、東日本大震災を超える甚大な人的。物的被害が発生し、西日本を中心に甚大は被害をもたらし、人的損失や国内生産・消費活動などに大きな影響を与え、経済活動が広域化している現代では、サプライチェーンの寸断、経済中枢機能の低下など、 <u>被内地のみならず、その影響はわが国全体に及ぶ可能性があり、まさに、国難ともいえる巨大災害になるものと想定されている。</u>	第 6 節 地震予防対策の実施に関する目標 1 南海トラフの巨大地震 南海トラフの巨大地震は、仮に発生した場合には、東日本大震災を超える甚大な人的。物的被害が発生し、西日本を中心に甚大は被害をもたらし、人的損失や国内生産・消費活動などに大きな影響を与え、経済活動が広域化している現代では、サプライチェーンの寸断、経済中枢機能の低下など、 <u>被災地域のみならず、その影響はわが国全体に及ぶ可能性があり、まさに、国難ともいえる巨大災害になるものと想定されている。</u>	表現の適正化
	31	<u>岡山県においても、これまで約 100 年～150 年の周期でこの内海トラフを</u>	<u>この南海トラフを震源とする大規模な地震が、これまで約 100 年～150 年</u>	表現の適正化

35		<p>震源とする大規模な地震が発生している。最近では、和歌山県南方沖を震源とした昭和21年の昭和南海地震が記録されており、それから約70年が経過している。</p> <p>文部科学省地震調査研究推進本部における長期評価については、<u>30年以内の発生確率は70～80%</u>とされており、経年的に発生確率は高まっている。</p> <p>(略)</p>	<p><u>の周期で発生しており、岡山県においても(強い揺れなどによる)被害が生じている。</u>最近では、和歌山県南方沖を震源とした昭和21年の昭和南海地震が記録されており、それから約70年が経過している。</p> <p>文部科学省地震調査研究推進本部における長期評価については、<u>今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は70～80%</u>とされており、経年的に発生確率は高まっている。</p> <p>(略)</p>	表現の適正化
20	29	<p>第2章 震災予防計画</p> <p>第1節 自立型の防災活動の促進</p> <p>第1項 防災知識の普及啓発計画</p> <p>(略)</p> <p>2 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>地震については、本震及びそれに続く<u>余震</u>による災害の危険性の周知を行うとともに、危険を回避するために必要な事前の備えと行動等について、家庭、地域、企業等に対する啓発を行い、防災知識の普及に努める。</p> <p>(略)</p> <p>3 対策</p> <p>(1) 実施主体</p> <p>[市]</p> <p>市は、防災知識の普及・啓発活動を通じて、隣人等に対する救助意識や相互支援について指導する。</p> <p>[企業等]</p> <p>(略)</p>	<p>第2章 震災予防計画</p> <p>第1節 自立型の防災活動の促進</p> <p>第1項 防災知識の普及啓発計画</p> <p>(略)</p> <p>2 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>地震については、本震及びそれに続く<u>地震活動</u>による災害の危険性の周知を行うとともに、危険を回避するために必要な事前の備えと行動等について、家庭、地域、企業等に対する啓発を行い、防災知識の普及に努める。</p> <p>(略)</p> <p>3 対策</p> <p>(1) 実施主体</p> <p>[市]</p>	表現の適正化
21	4	<p>市は、防災知識の普及・啓発活動を通じて、隣人等に対する救助意識や相互支援について指導する。</p> <p>[企業等]</p> <p>(略)</p> <p>要配慮者利用施設の所有者または管理者は、水防法関係法令等に基づき、</p>	<p>市は、防災知識の普及の際には、<u>高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮をし、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</u></p>	風水害編との標記の統一

22	6	<p>自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。</p>	<p>[企業等] (略) 要配慮者利用施設の所有者または管理者は、水防法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。</p>	<p>「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証レポート」を踏まえた修正</p>
22	29	<p>(2) 家庭・地域における普及対策</p> <p>② 市及び県は、防災週間や防災関連行事を通じ、次の項目について防災意識の高揚を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の耐震化、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物（特定動物を除く）への所有明示や、同行避難、指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策 	<p>(2) 家庭・地域における普及対策</p> <p>② 市及び県は、防災週間や防災関連行事を通じ、次の項目について防災意識の高揚を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の耐震化、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、<u>自動車へのこまめな満タン給油</u>、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物（特定動物を除く）への所有明示や、同行避難、指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策 	<p>「令和元年に発生した災害の教訓を踏まえた修正</p>
22	42	<p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(略)</p> <p>④ <u>電気通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。</u></p>	<p>令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証レポート」を踏まえた修正</p>
34	36	<p>第8項 物資等の確保計画</p> <p>1 物資の備蓄・調達</p> <p>市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備</p>	<p>第8項 物資等の確保計画</p> <p>1 物資の備蓄・調達</p> <p>市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、<u>ブルーシート、土のう袋</u>その他の物資について</p>	<p>〃</p> <p>〃</p>

35	4	<p>し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておく必要がある。</p> <p>2 体制の整備</p> <p>市及び県は、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄または指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p><u>また、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に届けるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図る。</u></p> <p>(略)</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な震災対策への備え（危機管理）</p> <p>第1項 災害応急体制整備計画</p> <p>1 現状と課題</p> <p>(略)</p> <p>このような災害への対応は、単独の自治体のみでの対処は不可能であることから、他の地方公共団体間、関係機関間のほか企業等との間で協定を締結し、連携強化を進め、災害発生時に各主体により迅速かつ効果的な災害</p>	<p>あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておく必要とともに、<u>物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。</u></p> <p>2 体制の整備</p> <p>市及び県は、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄または指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。<u>また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発生時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認をおこなうとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な震災対策への備え（危機管理）</p> <p>第1項 災害応急体制整備計画</p> <p>1 現状と課題</p> <p>(略)</p> <p>このような災害への対応は、単独の自治体のみでの対処は不可能であることから、他の地方公共団体間、関係機関間のほか企業等との間で協定を締結し、連携強化を進め、災害発生時に各主体により迅速かつ効果的な災</p>	<p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>
38				

40	1	<p>急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意する。</p>	<p>害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、<u>訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど実効性の確保に留意する。</u></p>	〃
40	21	<p>2 基本方針 (略)</p> <p>市及び県は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や民間人材の雇用等、人材確保方をあらかじめ整えるように努める。</p>	<p>2 基本方針 (略)</p> <p>市、<u>県及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。</u>また、市及び県は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や民間人材の雇用等、人材確保方をあらかじめ整えるように努める。</p>	〃 〃
	25	<p>時間差を置いて発生する災害には、発生シナリオの検討を行い、複数回にわたる被災に対して臨機応変に対応できるよう、応急活動、建築物等の応急危険度判定、避難生活者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討に努める。</p>	<p><u>市及び県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期的派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。</u></p> <p>時間差を置いて発生する災害には、発生シナリオの検討を行い、複数回にわたる被災に対して臨機応変に対応できるよう、応急活動、建築物等の応急危険度判定、避難生活者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討に努める。</p>	〃
	3	<p>3 対策 (略)</p>	<p>3 対策 (略)</p>	
	(2)	<p>(2) 訓練の実施</p> <p>市、県等の防災関係機関は、さまざまな複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。また、関係機関が連携した実践的な訓練や研修を実施する。</p>	<p>(2) 訓練の実施</p> <p>市、県等の防災関係機関は、さまざまな複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。また、関係機関が連携し、<u>過去の災害対応の教訓の共有を図るなど実践的な訓練や計画的かつ</u></p>	〃
41	41			

		<p>(略)</p> <p>(5) 関係機関の整備</p> <p>(略)</p> <p>② 防災関係機関相互の連携</p> <p>ア (略)</p> <p>災害時には、防災関係機関相互の連絡体制が重要であり、平常時から国、地方公共団体等関係機関間や企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては実効性の確保に留意する。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理等）については、あらかじめ、市及び県は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。</p> <p>また、市及び県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。</p>	<p>継続的な研修を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 関係機関の整備</p> <p>(略)</p> <p>② 防災関係機関相互の連携</p> <p>ア (略)</p> <p>災害時には、防災関係機関相互の連絡体制が重要であり、平常時から国、地方公共団体等関係機関間や企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、<u>訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。</u>民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理等）については、あらかじめ、市及び県は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。</p> <p>また、市及び県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。</p> <p><u>なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。また、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。</u></p>	
42	37			”
	42			表現の適正化
43	3			「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証レポート

43	11	ウ 市及び県は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。	ウ 市及び県は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう相互応援協定の締結に努める。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。	ト」を踏まえた修正 ”
	19	<u>(新設)</u>	オ 市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。	”
	22	オ～キ (略)	カ～ク (略)	字句の修正
	31	<u>(新設)</u>	ケ 電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化しよう努める。	「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証レポート」を踏まえた修正
	33	<u>(新設)</u>	コ 市及び県は、男女共同参画の観点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。	
		第2項 情報の収集連絡体制整備計画 (略) 3 対策 (1) 災害時の通信手段の確保 ① 防災関係機関の通信手段の整備	第2項 情報の収集連絡体制整備計画 (略) 3 対策 (1) 災害時の通信手段の確保 ① 防災関係機関の通信手段の整備	

44	41	<p>[市] (略)</p> <p>また、災害時に孤立する可能性がある集落等については、あらかじめ集落等の連絡代表者等を明らかにしておくとともに、衛生携帯電話や無線通信等、非常時の連絡手段の確保に努める。</p>	<p>[市] (略)</p> <p>また、災害時に孤立する可能性がある集落等については、あらかじめ集落等の連絡代表者等を明らかにしておくとともに、衛生通信や無線通信等、非常時の連絡手段の確保に努める。</p>	表現の適正化
		<p>第4 医薬品等の確保</p>	<p>第4 医薬品等の確保</p>	
52	25	<p>1 現状と課題</p> <p>救急医薬品、輸血用血液製剤等については、<u>あらかじめ調達先を決め</u>、それによって医薬品等の確保を行うこととなっている。</p>	<p>1 現状と課題</p> <p>救急医薬品、輸血用血液製剤等の供給については、<u>災害時の体制を整え</u>、それによって医薬品等の確保を行うこととなっている。</p>	"
		<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	災害時救急医薬品等確保・供給
	31	<p>2 基本方針</p> <p>救急医薬品等については、流通段階における備蓄及び災害拠点病院の備蓄により確保することを基本とする。</p>	<p>2 基本方針</p> <p>救急医薬品等については、流通段階における備蓄により確保することを基本とする。</p>	マニュアルの改正を踏まえた修正
		<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
		<p>3 対策</p>	<p>3 対策</p>	
		<p>◎医薬品等の確保</p>	<p>◎医薬品等の確保</p>	
		<p>◎輸血用血液製剤の確保</p>	<p>◎輸血用血液製剤の確保</p>	
	39	<p>(1) 救急医薬品等の確保</p> <p>市は、医薬品卸売業者、<u>災害拠点病院及び薬剤師会等</u>と連携をとり、救急医薬品等の備蓄状況の把握に努める。</p>	<p>(1) 救急医薬品等の確保</p> <p>市は、医薬品卸売業者、<u>薬剤師会等</u>と連携をとり、救急医薬品等の備蓄状況の把握に努める。</p>	"
		<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
		<p>第6項 避難及び避難所の設置・運営計画</p>	<p>第6項 避難及び避難所の設置・運営計画</p>	
		<p>第1 避難方法</p>	<p>第1 避難方法</p>	
		<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
		<p>3 対策</p>	<p>3 対策</p>	

56	13	<p>(1) 避難計画 [市]</p> <p>第2 指定避難所の設置 (略)</p> <p>2 基本方針</p> <p>市長は、想定される災害の影響や被災者の生活環境の確保を考慮した上で、あらかじめ指定避難所の指定を行い、ハザードマップや広報誌等により住民に周知を図る。また、平常時には施設設備の整備状況や生活物資等の在庫状況を把握し、必要な対策を講じるなど、災害時において指定避難所が住民の生命、身体の安全や生活環境を確保するための施設として十分に機能するよう努める。</p>	<p>(1) 避難計画 [市]</p> <p><u>市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながらあらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。</u></p> <p>第2 指定避難所の設置 (略)</p> <p>2 基本方針</p> <p>市長は、想定される災害の影響や被災者の生活環境の確保を考慮した上で、あらかじめ指定避難所の指定を行い、ハザードマップや広報誌等により住民に周知を図る。また、平常時には施設設備の整備状況や生活物資等の在庫状況を把握し、必要な対策を講じるなど、災害時において指定避難所が住民の生命、身体の安全や生活環境を確保するための施設として十分に機能するよう努める。</p>	<p>「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証レポート」を踏まえた修正</p>
57	27	<p>3 対策</p> <p>(1) 指定避難所の指定・周知 (略)</p> <p>指定避難所として指定した施設については、その施設の管理者との間で、災害時の使用方法等について十分協議するとともに、被災者の生活環境を確保するための設備の整備に努める。</p>	<p><u>令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</u></p> <p>3 対策</p> <p>(1) 指定避難所の指定・周知 (略)</p> <p>指定避難所として指定した施設については、その施設の管理者との間で、災害時の使用方法等について十分協議するとともに、被災者の生活環境を確保するための設備の整備に努める。</p>	<p>避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に伴う修正</p>
58	13		<p><u>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患</u></p>	<p>”</p>

		(略)	者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。	
		(2) 指定避難所の施設設備の整備 (略)	(2) 指定避難所の施設設備の整備 (略)	
58	29	市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。	市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、体温計、簡易ベッド、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。	「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証レポート」を踏まえた修正
	32	(3) 指定避難所における生活物資等の確保 市は、緊急の際の指定避難所への「緊急資機材等納入業者名簿」を作成しておくとともに、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、燃料、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。 (略)	(3) 指定避難所における生活物資等の確保 市は、緊急の際の指定避難所への「緊急資機材等納入業者名簿」を作成しておくとともに、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、燃料、常備薬、マスク、消毒液、体温計、簡易ベッド、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。 (略)	避難所における感染症対策に伴う修正
59	1	(4) 避難所設置マニュアルの策定 (略)	(4) 避難所設置マニュアルの策定 (略)	
	11	③ 本部への報告、食料、毛布等の備蓄状況の確認及び不足分の調達要請	③ 本部への報告、食料、毛布、 <u>仮設トイレ</u> 等の備蓄状況の確認及び不足分の調達要請	表現の適正化
	12	④ その他開設責任者の業務 <u>(新設)</u>	④ <u>防災関係機関への通報連絡体制の確立</u>	県国土強靱化地

	13	<u>(新設)</u>		<u>⑤ シャワー等による入浴機会の提供(設備がない場合は代替措置を検討)</u>	域計画の見直しに伴う修正 字句の修正
	14	<u>(新設)</u>		<u>⑥ 感染症対策を踏まえた運営方法</u>	
	15			<u>⑦ その他開設責任者の業務</u>	
62	6	第9項 地域防災活動拠点整備計画 (略) 2 基本方針 市及び県は、それぞれの防災活動が十分果たせるよう防災拠点等の整備を図る。 <u>また、その整備に当たっては、高速道路のサービスエリア、「道の駅」の有 用性を検討するとともに、防災拠点化を行うべきものについては、必要な防 災設備の整備等に努める。</u>		第9項 地域防災活動拠点整備計画 (略) 2 基本方針 市及び県は、それぞれの防災活動が十分果たせるよう防災拠点等の整備を 図る。 <u>防災機能を有する「道の駅」を地域の防災拠点として位置付け、その機能 強化に努める。</u>	最近の防災に関 する施策の進展 を踏まえた修正
	19	第10項 緊急輸送活動計画 1 現状と課題 大規模な震災が発生した場合には、被災地に対し、広域協定等の相互応援 協定等に基づく支援物資や <u>一般からの</u> 大量の生活必需品や食料等の輸送が 予想される。 (略) 3 対策 (略) (5) その他環境整備等		第10項 緊急輸送活動計画 1 現状と課題 大規模な震災が発生した場合には、被災地に対し、広域協定等の相互応援 協定等に基づく支援物資や大量の生活必需品や食料等の輸送が予想される。 (略) 3 対策 (略) (5) その他環境整備等	
63	27 28	[県(危機管理課、県民生活部、保健福祉部)、市]		[県(危機管理課、県民生活部、保健福祉部、 <u>産業労働部</u>)、市] <u>市及び県は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等 と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努 める。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段 を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ適切な物資の輸送拠</u>	「令和元年台風 第15号・第19 号をはじめとし た一連の災害に

	33	<p>物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。</p> <p>第12項 広域的応援体制整備計画 (略)</p> <p>3 対策 (2) 広域支援体制の確立 (略)</p>	<p><u>点を選定しておくよう努める。</u></p> <p>物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、<u>燃料貯蔵設備及び非常用通信設備</u>の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。</p> <p>第12項 広域的応援体制整備計画 (略)</p> <p>3 対策 (2) 広域支援体制の確立 (略)</p>	<p>係る検証レポート」を踏まえた修正</p>
66	6	<p>また、国は、県及び市町村等と協力し、被災市区町村応援職員確保システム（<u>災害マネジメント総括支援員</u>による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。</p> <p>第13項 行政機関防災訓練計画 (略)</p> <p>3 対策 (2) <u>図上防災訓練</u></p>	<p>また、国は、県及び市町村等と協力し、被災市区町村応援職員確保システム（<u>総括支援チーム</u>による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。</p> <p>第13項 行政機関防災訓練計画 (略)</p> <p>3 対策 (2) <u>地震対応訓練</u></p>	<p>表現の適正化</p>
67	26	<p>第3節 地震に強いまちづくり</p> <p>第1項 建物、まちの不燃化・耐震化計画 (略)</p> <p>3 対策 (2) まちの不燃化</p> <p>⑤ 計画的な防災まちづくりの推進</p>	<p>第3節 地震に強いまちづくり</p> <p>第1項 建物、まちの不燃化・耐震化計画 (略)</p> <p>3 対策 (2) まちの不燃化</p> <p>⑤ 計画的な防災まちづくりの推進</p>	<p>名称変更</p>
71	17	<p>災害に強いまちづくりは、計画的に推進することが重要である。このため、市は、都市計画マスタープランの中に防災まちづくりの方針を盛り込</p>	<p>災害に強いまちづくりは、計画的に推進することが重要である。このため、市は、都市計画マスタープランや<u>立地適正化計画</u>等の中に防災ま</p>	<p>都市再生特別措置法の改正を踏</p>

76	40	<p>む。</p> <p>第2項 公共施設等災害予防計画</p> <p>第9 文化財</p> <p>(略)</p> <p>3 対策</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>ちづくりに関する方針等を盛り込む。</p> <p>第2項 公共施設等災害予防計画</p> <p>第9 文化財</p> <p>(略)</p> <p>3 対策</p> <p><u>⑤ 県は、市や民間団体(大学・県・建築士会)とともに形成している岡山県文化財等救済ネットワークについて、災害時の連携強化を推進する。</u></p>	<p>まえた修正</p> <p>県国土強靱化地域計画の見直しに伴う修正</p>
79	31	<p>第3項 ライフライン(電気、ガス、水道等)等施設予防計画</p> <p>(略)</p> <p>第4 電気施設 [中国電力株式会社津山営業所]</p> <p>(略)</p> <p>第6 通信施設 [西日本電信電話株式会社岡山支店、株式会社NTTドコモ岡山支店]</p> <p>(略)</p>	<p>第3項 ライフライン(電気、ガス、水道等)等施設予防計画</p> <p>(略)</p> <p>第4 電気施設 [中国電力株式会社津山営業所、<u>中国電力ネットワーク株式会社</u>]</p> <p>(略)</p> <p>第6 通信施設 [西日本電信電話株式会社岡山支店、株式会社NTTドコモ岡山支店]</p> <p>(略)</p>	<p>送配電部門の分社化に伴う修正</p>
86	1	<p>2 基本方針</p> <p>過去の大震災等の教訓から、平常時においては、通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。</p>	<p>2 基本方針</p> <p>過去の大震災等の教訓から、平常時においては、<u>非常用電源の整備等による</u>通信設備の被災対策、<u>地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保</u>、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。</p>	<p>「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証レポート」を踏まえた修正</p>
91	32	<p>第8項 地震災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>3 対策</p>	<p>第8項 <u>地盤</u>災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>3 対策</p>	<p>字句の修正</p>

92	35	<p>(略)</p> <p>(4) <u>大規模盛土造成地マップ等の作成・公表</u></p>	<p>(略)</p> <p>(4) <u>大規模盛土造成地マップの周知等</u></p>	<p>大規模盛土造成地マップ作成済のため</p>
	36	<p>市及び県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表</p>	<p>市及び県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成マップを周知するほか液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。</p>	
	37	<p>するよう努めるとともに、宅地の耐震化を実施するよう努める。</p>	<p>努める。</p>	
		<p>第3章 震災応急対策計画</p> <p>第1節 応急体制</p> <p>第1項 応急活動体制</p>	<p>第3章 震災応急対策計画</p> <p>第1節 応急体制</p> <p>第1項 応急活動体制</p>	
		<p>(略)</p> <p>3 対策</p>	<p>(略)</p> <p>3 対策</p>	
96	8	<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(6) 感染症対策を踏まえた災害対策本部機能の分散化</u></p>	<p>県国土強靱化地域計画の見直しを踏まえた修正</p>
		<p>新型新型コロナウイルス感染症等の流行時には、災害対策本部機能を分散化しながら、情報共有体制を確保するなど、感染症対策を踏まえた対応を行う。</p>	<p>新型新型コロナウイルス感染症等の流行時には、災害対策本部機能を分散化しながら、情報共有体制を確保するなど、感染症対策を踏まえた対応を行う。</p>	
		<p>第2節 緊急活動</p> <p>(略)</p> <p>第3項 救急・医療計画</p> <p>(略)</p>	<p>第2節 緊急活動</p> <p>(略)</p> <p>第3項 救急・医療計画</p> <p>(略)</p>	
		<p>第2 医薬品等の供給</p> <p>1 現状と課題</p>	<p>第2 医薬品等の供給</p> <p>1 現状と課題</p>	
111	22	<p>現行の地域防災計画では、救急医薬品、輸血用血液等については調達先を定め、それによって医薬品等の確保及び供給を行うこととなっている。</p> <p>第4項 避難及び避難所の設置・運営計画</p> <p>(略)</p>	<p>現行の地域防災計画では、救急医薬品、輸血用血液等の供給について体制を整え、それによって医薬品等の確保及び供給を行うこととなっている。</p> <p>第4項 避難及び避難所の設置・運営計画</p> <p>(略)</p>	<p>表現の適正化</p>

115	8	<p>3 対策 (略)</p> <p>(2) 避難誘導及び一般住民の避難 [市] 市は、発災時には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。 避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。 (略)</p> <p>第2 指定避難所の設置 (略)</p> <p>3 対策 (略)</p> <p>(2) 指定避難所の開設 (略)</p> <p>さらに、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。</p>	<p>3 対策 (略)</p> <p>(2) 避難誘導及び一般住民の避難 [市] 市は、発災時には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。 避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の存在、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。 (略)</p> <p>第2 指定避難所の設置 (略)</p> <p>3 対策 (略)</p> <p>(2) 指定避難所の開設 (略)</p> <p>さらに、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。 <u>市は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。</u> <u>市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県はその情報を国に共有するよう努める。</u></p> <p>第3 避難所の運営体制 (略)</p>	<p>表現の適正化</p> <p>令和元年に発生した災害の教訓を踏まえた修正</p>
117	1	<p>第3 避難所の運営体制 (略)</p>	<p>第3 避難所の運営体制 (略)</p>	<p>令和元年に発生した災害の教訓を踏まえた修正</p>

119	10	<p>3 対策</p> <p>(略)</p> <p>(3) 生活環境への配慮</p> <p>[市]</p> <p>(略)</p> <p>・避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>3 対策</p> <p>(略)</p> <p>(3) 生活環境への配慮</p> <p>[市]</p> <p>(略)</p> <p>・避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>・<u>市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。</u></p>	<p>避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に伴う修正</p> <p>風水害編との標記の藤一</p> <p>「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に</p>
	13	<p>・指定避難所の運営における意思決定の場への女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、下着等の配布時の配慮、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、性別や子育て家庭のニーズ等に配慮した指定避難所の運営管理に努める。</p>	<p>・指定避難所の運営における意思決定の場への女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や<u>生理用品、女性用下着の女性による</u>配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、性別や子育て家庭のニーズ等に配慮した指定避難所の運営管理に努める。</p>	
	22	<p>(略)</p> <p>・必要に応じ、指定避難所における被災ペットのためのスペースの確保<u>などにも配慮する。</u></p>	<p>(略)</p> <p>・必要に応じ、指定避難所における被災ペットのための<u>避難スペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</u></p>	

		<p>(略)</p> <p>第10項 緊急輸送計画</p> <p>(略)</p> <p>3 対策</p> <p>(略)</p> <p>(3) 人員、物資の輸送順位</p> <p>(略)</p> <p>② 輸送第2段階</p> <p>人命の救助活動及び応急対策の進行状況等を勘案し、災害対応に必要な車両が通行できるよう措置を講じる。</p> <p>ア 救援物資（食料、飲料水、衣服、寝具等）</p> <p>第11項 救援物資等の受入れ、集積、搬送、分配計画</p> <p>1 現状と課題</p> <p>大規模な震災が発生した場合は、全国各地から市に対して、<u>大量の生活必需品等が救援物資として届けられることが予想されるため、これら救援物資を円滑に受け入れ、避難所や居宅で避難生活する被災者に確実に配布できる体制を整えておく必要があるが、市において救援物資の受け入れから配分までのすべてを行うことは、保管場所や要員の不足等により困難である。</u></p> <p>なお、搬送については、陸上輸送に支障が出ることを予想されるため、その対応を検討する必要がある。</p> <p>また、援助物資の搬送車両により交通が渋滞することや、必要以上の物資が</p>	<p>(略)</p> <p>第10項 緊急輸送計画</p> <p>(略)</p> <p>3 対策</p> <p>(略)</p> <p>(3) 人員、物資の輸送順位</p> <p>(略)</p> <p>② 輸送第2段階</p> <p>人命の救助活動及び応急対策の進行状況等を勘案し、災害対応に必要な車両が通行できるよう措置を講じる。</p> <p>ア 物資（食料、飲料水、衣服、寝具等）</p> <p>第11項 救援物資等の受入れ、集積、搬送、分配計画</p> <p>1 現状と課題</p> <p>大規模な震災が発生した場合救援物資を円滑に受け入れ、避難所や居宅で避難生活する被災者に確実に配布できる体制を整えておく必要がある。</p> <p>なお、搬送については、陸上輸送に支障が出ることを予想されるため、その対応を検討する必要がある。</p>	<p>係る検証レポート」を踏まえた修正</p> <p>表現の適正化</p> <p>物資調達・輸送調整等支援システムの導入を踏まえた修正</p>
127	30	41		

128	5	<p><u>届けられ、その保管、管理に後々まで影響を及ぼすこと等への対策も検討する必要がある。</u></p> <p>2 基本方針</p> <p>被災地において必要となる物資は時間の経過とともに変化するため、時宜や季節に応じた物資が必要であることを踏まえ、不足又は過剰の物資について、全国に情報提供し、協力を求める。</p> <p>8 援助物資の受入地は被災地外に設け、そこで仕分け等をした後、必要に応じて市内へ搬送することとし、受入地での受入れ、仕分等の作業及び受入地から市内の集積場所までの搬送については県で対応し、当該集積場所からの作業については、市で対応する。</p> <p>搬送には、陸・空のルートを検討することとし、特にヘリコプターの利用のための条件整備を図る。</p> <p>3 対策</p> <p>(1) 必要とする物資等の把握、情報提供</p> <p>[市]</p> <p>指定避難所等に不足している物資について、各指定避難所の責任者から報告を受け、備蓄品で対応できない物資又は自主調達できない物資の品目及び数量並びに把握した時間を県に連絡する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 物資の配布方法</p> <p>[市]</p> <p>指定避難所へ搬送された物資は、各指定避難所の責任者の指示により、各自治組織を通じて配布する。なお、配布に当たっては、要配慮者を優先する。</p>	<p>2 基本方針</p> <p>被災地において必要となる物資は時間の経過とともに変化するため、時宜を得た物資の調達に留意する。また、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。</p> <p>物資の受入地は被災地外に設け、そこで仕分け等をした後、必要に応じて市内へ搬送することとし、受入地での受入れ、仕分等の作業及び受入地から市内の集積場所までの搬送については県で対応し、当該集積場所からの作業については、市で対応する。</p> <p>搬送には、陸・空のルートを検討することとし、特にヘリコプターの利用のための条件整備を図る。</p> <p>3 対策</p> <p>(1) 必要とする物資等の把握、情報提供</p> <p>[市]</p> <p>指定避難所等に不足している物資について、<u>必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し</u>、各指定避難所の責任者から報告を受け、備蓄品で対応できない物資又は自主調達できない物資の品目及び数量並びに把握した時間を県に連絡する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 物資の配布方法</p> <p>[市]</p> <p>指定避難所へ搬送された物資は、各指定避難所の責任者の指示により、各自治組織を通じて配布する。なお、配布に当たっては、要配慮者を優先する。</p>	<p>表現の適正化</p> <p>物資調達・輸送調整等支援システムの導入を踏まえた修正</p>
-----	---	---	---	---

また、積極的な被災者台帳の作成等を通じて在宅避難者等、指定避難所以外で避難生活を送っている被災者の把握に努め、広報車や町内会等を通じる等により、救援物資を指定避難所に取りに来るように情報伝達し、配布するとともに指定避難所まで取りに来ることが困難な物に対しては、町内会等の協力を得る等の方法により届ける。

[地域]

指定避難所以外で生活をする被災者に対して、救援物資等の情報を提供するとともに、特に援助を必要とする者に対して、救援物資を届ける等の支援を行う。

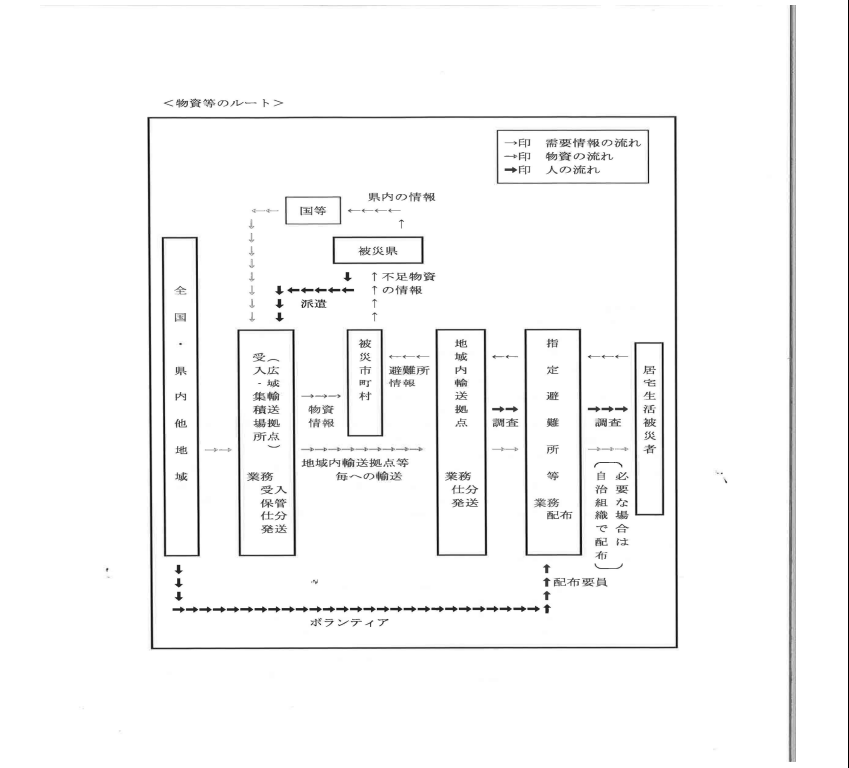
物資等のルート

また、積極的な被災者台帳の作成等を通じて在宅避難者等、指定避難所以外で避難生活を送っている被災者の把握に努め、広報車や町内会等を通じる等により、物資を指定避難所に取りに来るように情報伝達し、配布するとともに指定避難所まで取りに来ることが困難な物に対しては、町内会等の協力を得る等の方法により届ける。

[地域]

指定避難所以外で生活をする被災者に対して、物資等の情報を提供するとともに、特に援助を必要とする者に対して、物資を届ける等の支援を行う。

物資調達・輸送調整等支援システムの導入を踏まえた修正



	131	23	<p>第12項 ボランティアの受入、調整計画 (略)</p> <p>2 基本方針 (略)</p> <p>また、市及び県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。</p> <p>3 対策 [ボランティアの健康に関する配慮] 市、関係機関等は、それぞれのボランティアが自らの健康状態等を的確に判断し、無理のない範囲で活動するような環境づくりを行う。 市、関係機関等は、必要に応じ、医師、看護師の派遣、救護所の設置、健康相談の実施等の措置を講じる。</p> <p>(略)</p>	<p>「新型コロナウイルスの感染が懸念される状況におけるボランティア・NPO等の災害対応ガイドライン」を踏まえた修正</p>
	132	17	<p>第12項 ボランティアの受入、調整計画 (略)</p> <p>2 基本方針 (略)</p> <p>また、市及び県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。</p> <p><u>令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、感染症対策の観点を取り入れたボランティアの受入や活動が行われるよう、市、県、社会福祉協議会、NPO等が連携してボランティアの募集範囲や支援活動の調整等を行う。</u></p> <p>3 対策 [ボランティアの健康に関する配慮] 市、関係機関等は、それぞれのボランティアが自らの健康状態等を的確に判断し、無理のない範囲で活動するような環境づくりを行う。 市、関係機関等は、必要に応じ、医師、看護師の派遣、救護所の設置、健康相談の実施等の措置を講じる。</p> <p><u>市、関係機関等は、被災地でのボランティア活動において感染症の発生、拡大がみられる場合は、災害ボランティア担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。</u></p> <p>(略)</p>	<p>ボランティア活動における新型コロナウイルス感染症対策に伴</p>

135	9	<p>第3節 民生安定活動 (略)</p> <p>第2項 被災者に対する情報伝達広報計画 (略)</p> <p>2 基本方針</p> <p>市及び県は、被災者等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努める。情報伝達に当たっては、新聞、ラジオ、テレビ等のマスコミ及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得て迅速に行い、また、指定避難所への掲示、広報車なども活用して、警報、安否情報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。</p>	<p>第3節 民生安定活動 (略)</p> <p>第2項 被災者に対する情報伝達広報計画 (略)</p> <p>2 基本方針</p> <p>市及び県は、<u>大規模停電時も含め被災者等</u>に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努める。<u>市防災行政無線の整備や、IP通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。</u>情報伝達に当たっては、新聞、ラジオ、テレビ等のマスコミ及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得て迅速に行い、また、指定避難所への掲示、広報車なども活用して、警報、安否情報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。</p>	う修正
135	15	<p>その際、障害のある人や外国人等の要配慮者、孤立化する危険のある地域の避難者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握出来る広域避難者等に配慮する。</p>	<p>その際、障害のある人や外国人等の要配慮者、孤立化する危険のある地域の<u>被災者</u>、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握出来る広域避難者等に配慮する。</p>	令和元年に発生した災害の教訓を踏まえた修正
135	37	<p>3 対策</p> <p>(1) 被災者への情報伝達</p> <p>[市]</p> <p>(略)</p> <p>また、災害時に孤立する可能性がある集落等については、あらかじめ集落等の連絡代表者等を明らかにしておくとともに、<u>衛生携帯電話</u>や無線通信等、非常時の連絡手段の確保に努める。</p> <p>[ライフライン事業者]</p> <p>関係事業者は、水道、電気、ガス等の被害状況、復旧見込み等生活関連情</p>	<p>3 対策</p> <p>(1) 被災者への情報伝達</p> <p>[市]</p> <p>(略)</p> <p>また、災害時に孤立する可能性がある集落等については、あらかじめ集落等の連絡代表者等を明らかにしておくとともに、<u>衛生通信</u>や無線通信等、非常時の連絡手段の確保に努める。</p> <p>[ライフライン事業者]</p> <p>関係事業者は、水道、電気、ガス等の被害状況、復旧見込み等生活関連情</p>	近年発生した災害の教訓から、防災情報伝達手段の多重化・多様化に取り組む必要性を踏まえた修正 表現の適正化

136	7 9	<p>報について、各自の責任において広報する。</p> <p>なお、適宜、市にこれらの情報提供をするものとする。</p> <p>(2) 指定避難所避難者への情報伝達 (略)</p> <p>⑥ その他必要事項</p> <p>また、災害時に孤立する可能性がある集落等については、あらかじめ集落等の連絡代表者等、指定避難所と災害対策本部の連絡窓口を明らかにしておくとともに、<u>衛星携帯電話</u>や無線通信等、非常時の連絡手段の確保に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第6項 災害時廃棄物等応急処理計画 (略)</p> <p>2 基本方針</p> <p>市及び県は、あらかじめ策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて広域処理を含め、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置き場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するものとする。</p>	<p>報について、各自の責任において広報する。</p> <p>なお、適宜、市にこれらの情報提供をするものとする。</p> <p><u>電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。</u></p> <p><u>電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。</u></p> <p>(2) 指定避難所避難者への情報伝達 (略)</p> <p>⑥ その他必要事項</p> <p>また、災害時に孤立する可能性がある集落等については、あらかじめ集落等の連絡代表者等、指定避難所と災害対策本部の連絡窓口を明らかにしておくとともに、<u>衛星通信</u>や無線通信等、非常時の連絡手段の確保に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第6項 災害時廃棄物等応急処理計画 (略)</p> <p>2 基本方針</p> <p>市及び県は、あらかじめ策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて広域処理を含め、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置き場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するものとする。</p> <p><u>加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。</u></p>	<p>「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証レポート」を踏まえた修正</p> <p>表現の適正化</p> <p>「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証レポート」を踏まえた</p>
142	30	<p>処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化に努める。</p> <p>広域的な相互協力体制の整備に当たっては、被災していない市町村は、支援</p>		

		<p>ニーズを把握した上で支援可能な協力をおこなうとともに、県は体制整備に関する調整を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第8項 文教対策計画</p> <p>1 現状と課題</p> <p>大規模震災が発生した場合、通信回線の不通等により、休校の周知はもとより、児童生徒等の安否の確認、さらには市外に疎開する児童生徒等に対する転入学の手続き及び受入れに関する情報の周知に困難が生じる。</p> <p>学校（幼稚園等を含む。）の再開については、臨時校舎の使用も考慮されるが、指定避難所としての使用が長期化する場合は、教育の再開時期が問題となる。また、授業再開時には、<u>疎開中</u>の児童生徒もあり、その連絡が困難な場合もある。</p> <p>2 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>また、市外への児童生徒等の<u>疎開</u>については、<u>疎開先</u>の教育委員会等に弾力的な受入れを依頼するとともに、受入れに関する情報、手続き等について学校から直接保護者等に情報を提供する等、災害時の情報提供体制を整備し、周知を図る。</p> <p>(略)</p> <p>3 対策</p> <p>(略)</p>	<p>処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化に努める。</p> <p>広域的な相互協力体制の整備に当たっては、被災していない市町村は、支援ニーズを把握した上で支援可能な協力をおこなうとともに、県は体制整備に関する調整を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第8項 文教対策計画</p> <p>1 現状と課題</p> <p>大規模震災が発生した場合、通信回線の不通等により、休校の周知はもとより、児童生徒等の安否の確認、さらには被災により市外へ転入学する児童生徒等に対する転入学の手続き及び受入れに関する情報の周知に困難が生じる。</p> <p>学校（幼稚園等を含む。）の再開については、臨時校舎の使用も考慮されるが、指定避難所としての使用が長期化する場合は、教育の再開時期が問題となる。また、授業再開時には、<u>被災した</u>児童生徒もあり、その連絡が困難な場合もある。</p> <p>2 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>また、市外への<u>被災した</u>児童生徒等の<u>受入れ</u>については、<u>受入れ先</u>の教育委員会等に弾力的な受入れを依頼するとともに、受入れに関する情報、手続き等について学校から直接保護者等に情報を提供する等、災害時の情報提供体制を整備し、周知を図る。</p> <p>(略)</p> <p>3 対策</p> <p>(略)</p>	<p>修正</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>
148	30			
	33			
148	42			

149	31	(2) 児童生徒の就学援助措置等 (略) ② 心のケアの実施 被災児童生徒等の心の傷への対策として「心のケア」を実施すること	(2) <u>被災した</u> 児童生徒の就学援助措置等 (略) ② 心のケアの実施 被災児童生徒等の心の傷への対策として「心のケア」を実施すること	表現の適正化
150	2	とし、市及び県は、教職員への研修、精神科医と臨床心理士による巡回相談を行う。	とし、市及び県は、教職員への研修、精神科医や公認心理師等による巡回相談を行う。	スクールカウンセラー等を想定した標記に修正
	5	(3) <u>疎開</u> 児童生徒等への対応 [市] (略)	(3) <u>被災した</u> 児童生徒等の <u>受入れ等</u> への対応 [市] (略)	表現の適正化
	10	また、災害対策本部を通じ、マスコミに情報伝達を依頼するとともに、 <u>疎開</u> に伴う転入学等に関する窓口を設け問い合わせに対応する。 (略)	また、災害対策本部を通じ、マスコミに情報伝達を依頼するとともに、 <u>受入れ</u> に伴う転入学等に関する窓口を設け問い合わせに対応する。 (略)	表現の適正化
150	21	(4) 学校の再開 [市] (略) また、他府県等に疎開中の児童生徒等への周知については、災害対策本部を通じてマスコミに依頼するとともに、教育情報の窓口を定め、問い合わせに対応する。 第4節 機能確保活動 第1項 ライフライン（電気、ガス、水道等）施設応急対策計画 (略)	(4) 学校の再開 [市] (略) また、 <u>被災により他府県の教育委員会に受入れられている</u> 児童生徒等への周知については、災害対策本部を通じてマスコミに依頼するとともに、教育情報の窓口を定め、問い合わせに対応する。 第4節 機能確保活動 第1項 ライフライン（電気、ガス、水道等）施設応急対策計画 (略)	表現の適正化
155	18	第3 電気施設応急対策計画 [中国電力株式会社津山営業所] 第4 電気通信施設応急対策計画 [西日本電信電話株式会社岡山支店]	第3 電気施設応急対策計画 [中国電力株式会社津山営業所、 <u>中国電力ネットワーク株式会社</u>] 第4 電気通信施設応急対策計画 [西日本電信電話株式会社岡山支店]	送配電部門の分社化に伴う修正 「令和元年台風

157	5	<u>(新設)</u>	5 情報共有 速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等に関係機関に共有する。	第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証レポートを踏まえた修正
	8	5 (略) 第5 下水道施設応急対策計画 (略) 第2項 住宅応急対策計画 3 対策 (2) 被災住宅の応急対策 ① 被災住宅の応急修理 イ 修理の内容	6 (略) 第5 下水道施設応急対策計画 (略) 第2項 住宅応急対策計画 3 対策 (2) 被災住宅の応急対策 ① 被災住宅の応急修理 イ 修理の内容	
159	24	(ア) 災害によって住家が半壊又は半焼したものであること。 (イ) 被災住宅の応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分について、災害の発生の日から1ヶ月以内に完成するものとする。 <u>(ウ) 応急修理の対象住宅に居住している者で、自らの資力では修理することができない者を対象とする。</u>	(ア) 災害によって住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者であること。 (イ) 被災住宅の応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分について、災害の発生の日から1ヶ月以内に完成するものとする。 <u>(削除)</u>	「災害救助法による救助の程度、方法及び機関並びに実費弁償の基準」(平成25年内閣府告示第228号)の一部改正を踏まえた修正
	29			